

証券コード 4998
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号

当社広島工場会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役16名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の対応について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒剤の設置等感染予防のための措置を講じてまいります。
- 本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、当日は、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。また受付にて検温を実施させていただきます。体調不良と思われる株主様には入場をお断りする場合がありますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。本株主総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置しますので、通常より席数が少なくなっております。本総会にご出席を検討されている方におかれましては、当日の出席をご遠慮いただき、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。
- なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご確認ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。




議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時到着分まで



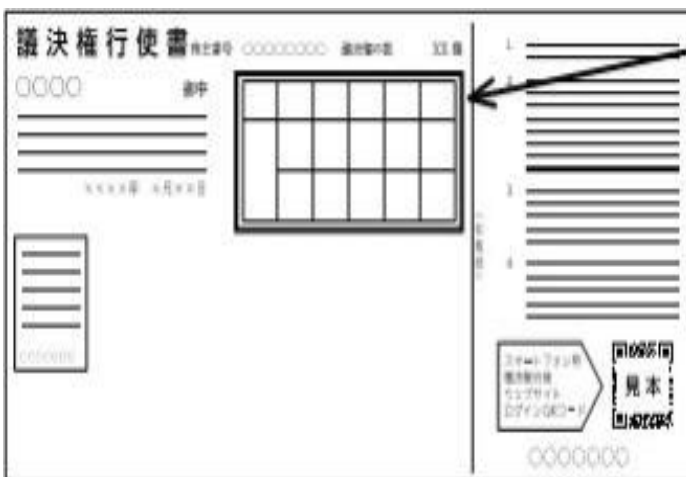
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 333 股

0000 途中

議決権行使書用紙のイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2・第4・第5号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

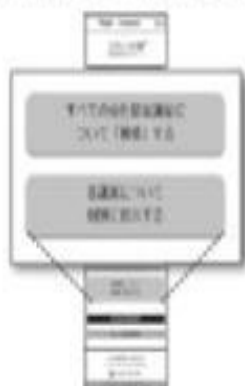
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

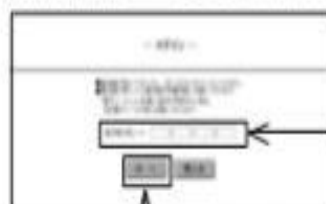
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症についてオミクロン株の影響により再び感染が急拡大し感染者数は高止まりで推移いたしました。ワクチン接種の普及などもあり、景気回復の動きが見られました一方で、原油高による原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の終息が見えないこと、中国を始めとした新型コロナウイルス感染症の拡大懸念などもあり先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

その結果、連結売上高は527億29百万円となりました。

国内売上は、家庭用品の売上が前期コロナ禍の影響からアルコール除菌剤を中心に伸長した反動により減少しましたが、殺虫剤、園芸用品、防疫剤、その他の各ジャンルが伸長した結果、国内合計の売上は287億51百万円となりました。また、海外売上は、東南アジア各国において現地通貨ベースで好調に推移し、さらに円貨ベースでは円安の影響を受けました結果、239億78百万円となりました。

次に、売上原価は370億65百万円、売上原価率は70.3%となり、売上総利益は156億64百万円となりました。

販管費につきましては、人件費、運送費、研究費などが増加したことから、134億81百万円となりました。

これらの結果、営業利益は21億83百万円、経常利益は25億41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13億91百万円となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	34,452	39,516	－	－
家庭用品	4,683	2,308	－	－
園芸用品	3,079	4,134	－	－
防疫剤	1,561	1,602	－	－
その他	4,755	5,168	－	－
合計	48,532	52,729	－	－

殺虫剤部門

殺虫剤部門は、国内の殺虫剤市場が8月・9月に全国的な長雨や台風などの影響で縮小し返品が増加しましたが、7月までの天候の条件が良かったことに加えて、コロナ禍による在宅時間の増加や換気が推奨される環境が続いたこともあり市場全体が好調に推移しました。加えて2月・3月の殺虫剤の早期展開が進んだ結果、156億16百万円となりました。

一方、海外におきましては、東南アジア各国のいずれにおいても現地通貨ベースで前期を上回り、また円安が進んだことによる影響を受けたこともあり、最終的な円貨ベースでは239億円となりました。

これらにより、国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は395億16百万円となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、国内は新型コロナウイルス感染症の対策として昨年大幅に伸長したアルコール除菌剤の需要が、供給の充足に伴い低下しました。加えて、花粉関連商材の市場がコロナ禍で縮小したことにより返品が増加した結果、家庭用品の売上高は22億70百万円となりました。

また、インドネシアにてノンアルコール除菌剤「VAPE SANITEC」の販売を開始しております。

これらにより、国内及び海外の家庭用品合計の売上高は家庭用品合計の売上高は23億8百万円となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、主力商品の除草剤が年間を通じて好調に推移した結果、園芸用品合計の売上高は、41億34百万円となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、16億2百万円となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム(株)のシロアリ施工工事が好調で、51億68百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、新製品関連の生産設備並びに金型等、総額11億62百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充ちいたしました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

今後の国内外の景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が続いており、厳しい経営環境が続くと予想しております。このような状況の中、当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもと、激変するグローバル環境に対応しながら、国内外市場での継続的な事業の拡大と堅固な収益基盤を確立するために、以下のような経営課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの課題)

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、人々の命・暮らし・環境を守る商品を提供しております。これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量をできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するため、当社広島工場内に研究開発棟及び生産設備から構成されるブレーンズ・パーク広島の建設・拡充を進めております。昨年春には新しい研究開発棟が完成し、稼働を開始いたしました。新研究開発棟は中長期的に新たな価値を創り出す拠点としてフマキラーグループの未来を担います。

販売体制については、昨年4月にシンジェンタジャパン株式会社のフラワー事業を、当社が新たに設立した子会社「FSブルーム株式会社」で譲り受け、フマキラーグループにとって新たな事業をスタートいたしました。

また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

(海外のフマキラーグループの課題)

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持つ経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコの子会社で製造販売または販売を

行っています。また、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

当期は、ヨーロッパにおける事業拡大のための投資を行いました。ひとつは欧州市場で日用品事業を展開するために子会社「FUMAKILLA EUROPE S.R.L」を昨年7月、イタリアに設立いたしました。

また、本年2月には、欧州市場で殺虫剤等の製造販売事業を手掛け、イタリアの園芸小売店での販売力に強みを持つイタリアの会社「Zapi Industrie Chimiche S.p.A.」の株式を取得し、子会社化いたしました。

これらの投資を推進力として当社の欧州市場における事業基盤を強化してまいります。

海外商品の研究開発は、日本以外にインドネシア、マレーシアの開発拠点で行っておりますが、インドネシアで建築を進めていた新研究開発棟（ブレーンズ・パーク インドネシア）が完成し、昨年6月より稼働を開始しています。この新しい施設を活用し、海外での研究開発をさらに強化していきます。

また、「FUMAKILLA EUROPE S.R.L」設立と「Zapi Industrie Chimiche S.p.A.」の株式取得により、ヨーロッパにも開発拠点ができました。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

（収益力と財務状況の改善）

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

（エステ株式会社との協業の推進）

当社はエステ株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2018.4~2019.3)	第71期 (2019.4~2020.3)	第72期 (2020.4~2021.3)	第73期 (2021.4~2022.3) 当連結会計年度
売上高(百万円)	41,243	44,485	48,532	52,729
経常利益(百万円)	1,332	2,021	3,852	2,541
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	693	770	2,321	1,391
1株当たり当期純利益	42円09銭	46円72銭	140円86銭	84円42銭
総資産(百万円)	42,180	39,826	46,172	54,222
純資産(百万円)	17,028	17,165	19,823	21,028

(注) 1.1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 広 産 業 株 式 会 社	30百万円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10百万円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160百万円	50.0%	防疫剤の販売
F S ブ ル ー ム 株 式 会 社	90百万円	100.0%	種苗、花卉製品の製造販売
PT. FUMAKILLA INDONESIA	10百万米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED	75百万ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
FUMAKILLA AMERICA, S.A.DE C.V.	9百万ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
Fumakilla Asia Sdn.Bhd.	75百万リギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理
Fumakilla Malaysia Bhd.	40百万リギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
Fumakilla (Thailand) Ltd.	220百万バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
Fumakilla Myanmar Limited	6百万米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
Zapi Industrie Chimiche S.p.A.	3,000千ユーロ	80.0%	殺虫剤の製造販売
Trezeta Immobiliare S.r.L.	10千ユーロ	100.0%	不動産の賃貸事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府吹田市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

⑤ F S ブルーム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT.FUMAKILLA INDONESIA、PT.FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ Fumakilla Myanmar Limited、Vape Myanmar Limited.：ミャンマー

⑧ FUMAKILLA EUROPE S.R.L.、Zapi Industrie Chimiche S.p.A.、
Trezeta Immobiliare S.r.L.：イタリア

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,492名	180名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
218名	1名増	41.6歳	15.4年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(30名)を含まず、また嘱託、契約社員、パートタイマー186名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,598
株 式 会 社 広 島 銀 行	4,620
株 式 会 社 も み じ 銀 行	1,280
株 式 会 社 中 国 銀 行	910
株 式 会 社 四 国 銀 行	290
株 式 会 社 伊 予 銀 行	290
I n t e s a S a n p a o l o	273
み ず ほ 信 託 銀 行	200
U n i c r e d i t	185

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式8,623株を含む。)
- (3) 株主数 17,777名
- (4) 大株主 (上位10名)

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
エ ス テ ー 株 式 会 社	1,728	10.49
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	624	3.79
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.49
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.41
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	266	1.61
大 下 俊 明	237	1.44

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	大 下 俊 明	大下産業(株)代表取締役社長
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	大 下 一 明	
取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役)	大 下 宜 生	業務全般及び国内営業管掌 国際本部長 Fumakilla Malaysia Bhd.
専 務 取 締 役	下 中 正 博	代表取締役副会長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長
常 務 取 締 役	加 藤 孝 彦	国内営業本部長 広島工場長兼生産本部長
取 締 役	井 上 裕 章	日広産業(株)代表取締役専務 大下製薬(株)代表取締役社長 国際副本部長 PT.FUMAKILLA NOMOS
取 締 役	力 石 敬 三	代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 国際副本部長兼国際企画部長 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長
取 締 役	村 元 俊 亮	管理本部長
取 締 役	郷 原 和 哉	開発本部長兼開発研究部長
取 締 役	山 崎 聡	
取 締 役	中 野 佳 信	
取 締 役	山 下 勝 也	
取 締 役	国 富 純	
取 締 役	古 屋 雅 弘	中央日本土地建物(株)顧問 中央日土地ソリューションズ(株)顧問 シニアエグゼクティブアドバイザー
取 締 役	武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
取 締 役	三 宅 稔 子	小森法律事務所弁護士
取 締 役	吉 島 亨	大下産業(株)非常勤顧問
常 勤 監 査 役	田 辺 由 來 夫	
監 査 役	嶋 田 洋 秀	
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	早稲田公認会計士事務所公認会計士
監 査 役	菊 池 欣 也	

- (注) 1. 取締役中野佳信氏、山下勝也氏、国富純氏、古屋雅弘氏、武井康年氏、三宅稔子氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、山下勝也氏、国富純氏、古屋雅弘氏、武井康年氏、三宅稔子氏、監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は法令が定める項のいずれか高い額、監査役については300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、年1回支給する「賞与」で構成され、「賞与」は、当該事業年度の提出会社の当期純利益及びその他諸般の事情を勘案して支給総額を決定しております。当該指標を採用している理由としましては、当期純利益が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。

各取締役への配分については、当社の定める基準に基づき、取締役会で決議することとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、業績連動報酬等の各取締役への配分については、当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会で決議することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	385	312	73	—	17
(うち社外取締役)	(43)	(35)	(7)	(—)	(7)
監 査 役	39	31	7	—	4
(うち社外監査役)	(13)	(10)	(2)	(—)	(2)
合 計	425	344	81	—	21
(うち社外役員)	(56)	(45)	(10)	(—)	(9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は16名（うち社外取締役6名）であります。
3. 監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
4. 基本報酬の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額49百万円（取締役17名に対し47百万円（うち社外取締役7名に対し5百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。
5. 業績連動報酬等は、第73期定時株主総会において決議予定の、役員賞与であります。
6. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」「b.業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当該指標となる当事業年度における当期純利益の実績は1,356百万円であります。
7. 取締役会は、代表取締役社長大下一明氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

(a) 古屋雅弘氏

中央日本土地建物株式会社顧問、中央日土地ソリューションズ株式会社顧問 シニアエグゼクティブ
アドバイザー

(b) 武井康年氏

広島総合法律会計事務所弁護士

(c) 三宅稔子氏

小森法律事務所弁護士

(d) 吉島亨氏

大下産業株式会社非常勤顧問

(e) 早稲田幸雄氏

早稲田公認会計士事務所公認会計士

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	中 野 佳 信	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	山 下 勝 也	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	国 富 純	当事業年度開催の取締役会に11回のうち10回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	古 屋 雅 弘	2021年6月24日就任以降の当事業年度開催の取締役会に8回のうち7回出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	武 井 康 年	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	三 宅 稔 子	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	吉 島 亨	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	当事業年度開催の取締役会11回、監査役会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	菊 池 欣 也	当事業年度開催の取締役会11回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、当社の会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導およびデューデリジェンスを委託し、総額65百万円をその対価として支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、PT.FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT.FUMAKILLA NOMOSは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「フマキラー・グループ行動規範」、「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・取締役及び監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
- ・法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を設置しています。
- ・万一、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる「内部通報窓口」を社内外に設置し、社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス対策チーム」にて速やかに事実関係を調査する体制を構築しております。
- ・内部監査につきましては、内部監査部門の総合統括部が、適宜内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。
- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。
- ・取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、適宜各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- ・万一、当社の経営に重要な影響を及ぼす恐れのある危機が発生した場合は、「危機管理基本規程」に従い、「危機管理対策本部」にてリスクの状況や対処方法等を検討することとしています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。
- ・役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。
- ・「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、速やかな意思決定と実行が可能となる体制としています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当社グループにおける子会社管理のポリシーについて定めています。当社は、このポリシーに基づき、子会社から月次の業績、財務状況その他重要な情報について報告を受け、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
- ・内部監査部門による当社および子会社各社の内部統制監査において、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行っております。
- ・総合統括部は当社及び子会社に対する監査を適宜行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。
- ・「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。
- ・子会社に対し、親会社から必要な人員を外向させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制としています。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は監査補助人として総合統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総合統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総合統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告をするための体制、その他当社の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。
 - ・ 内部監査部門の総合統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。
 - ・ 内部通報窓口を総合統括部内・監査役室に加え外部（弁護士）にも設置しております。また、内部通報制度の継続的な研修・周知を行い内部通報体制の強化を図っております。
 - ・ なお、当社は、当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。

(10) 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

- ・当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」、「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。
- ・また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コーポレートガバナンス体制

- ・当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、2019年6月27日開催の取締役会において指名・報酬諮問委員会を設置することを決議し、併せて社外取締役及び監査役6名の委員を選任致しました。
- ・指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性等を強化することを目的とした審議を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- ・当社は、「フマキラー・グループ行動規範」・「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」を取締役及びグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・内部監査部門の総合統括部が当社の本社、支店、工場及び海外子会社に対し内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・さらに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を設置するとともに、コンプライアンスの啓発活動や違反・疑惑等に対応する体制と役割を明確にしております。
- ・また、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる内部通報窓口として、総合統括部内に設置している内部通報窓口と監査役会が受ける内部通報窓口に加えて社外にも通報窓口を設置し、通報者の匿名性を担保できるよう内部通報体制を強化しております。社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス対策チーム」にて直ちに事実関係を調査する体制を構築しております。

(3) リスク管理体制

- ・当社は、取締役会及び経営会議において、グループを取り巻く外部経営環境の動向や経営状況を分析し、リスクに対する意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

(4) 効率的な職務執行体制

- ・当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を11回開催し、取締役の職務の執行状況を報告するとともに、取締役が相互に監督を行っています。
- ・このほかに、経営会議規程に基づき、原則月1回開催する経営会議を14回開催し、効率的でスピーディな経営に努めています。
- ・海外子会社の運営につきましては、海外戦略会議を年2回開催し、当社及び海外子会社の経営陣とで各国の経営環境や事業の状況等について議論し、今後の方針を決定しております。

(5) 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、監査役会規程に基づき監査役会を6回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い決議しました。
- ・また、当社の取締役会及び経営会議、海外戦略会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書等重要な文書を確認しております。
- ・なお、監査役の監査や監査役会の運営に必要な費用は予算化され、適切に手続きしております。
- ・監査役は海外現地法人を含む子会社の往査を行い必要な調査を行っています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
- ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
- ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
- ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社7社及び海外主要連結子会社11社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ、イタリア）で製造販売または販売を行い、中南米・アフリカ・中近東等の3ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界最長の電池式虫よけ「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。
- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2021年5月21日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月24日開催の第72期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2024年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様によって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。
- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。

- ・本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
- ・また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。
- ・その他本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレス<https://www.fumakilla.co.jp/corporate/2021/05/20210521-bouei.pdf>) をご参照下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様に代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様に当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様に代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,881	流動負債	30,475
現金及び預金	6,742	支払手形及び買掛金	6,486
受取手形	397	電子記録債務	2,822
売掛金	13,218	短期借入金	13,535
電子記録債権	162	1年内返済予定の長期借入金	177
商品及び製品	7,531	リース債務	149
仕掛品	945	未払金	3,570
原材料及び貯蔵品	3,617	未払法人税等	236
返品資産	703	賞与引当金	620
その他の他	1,584	役員賞与引当金	81
貸倒引当金	△21	返金負債	2,225
固定資産	19,340	その他	569
有形固定資産	9,602	固定負債	2,717
建物及び構築物	4,994	長期借入金	548
機械装置及び運搬具	1,981	リース債務	247
工具・器具及び備品	650	繰延税金負債	461
土地	849	退職給付に係る負債	781
リース資産	31	役員退職慰労引当金	592
使用権資産	777	その他	86
建設仮勘定	317	負債合計	33,193
無形固定資産	3,500	(純資産の部)	
のれん	2,414	株主資本	17,637
商標	523	資本	3,698
その他	562	資本剰余金	4,797
投資その他の資産	6,237	利益剰余金	9,149
投資有価証券	4,937	自己株式	△7
繰延税金資産	341	その他の包括利益累計額	1,585
退職給付に係る資産	80	その他有価証券評価差額金	1,627
その他	1,038	為替換算調整勘定	△74
貸倒引当金	△160	退職給付に係る調整累計額	32
資産合計	54,222	非支配株主持分	1,805
		純資産合計	21,028
		負債・純資産合計	54,222

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	52,729
売上原価	37,065
販売費及び一般管理費	15,664
営業利益	13,481
受取利息及び配当	203
受取利息及び配当	44
受取利息及び配当	65
受取利息及び配当	136
営業外費用	449
支為そ	42
支為そ	26
支為そ	22
経常利益	91
特別利益	2,541
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	146
特別損失	151
固定資産除売却損	2
投資有価証券評価損	25
税金等調整前当期純利益	27
法人税、住民税及び事業税	2,665
法人税等調整額	918
当期純利益	48
非支配株主に帰属する当期純利益	1,699
親会社株主に帰属する当期純利益	307
	1,391

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,698	4,797	8,424	△6	16,913
会計方針の変更による累積的影響額			△271		△271
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,698	4,797	8,153	△6	16,642
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△395		△395
親会社株主に帰属する当期純利益			1,391		1,391
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	995	△0	995
当 期 末 残 高	3,698	4,797	9,149	△7	17,637

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,356	△606	△90	1,659	1,250	19,823
会計方針の変更による累積的影響額						△271
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,356	△606	△90	1,659	1,250	19,552
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△395
親会社株主に帰属する当期純利益						1,391
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△728	532	123	△73	554	481
連結会計年度中の変動額合計	△728	532	123	△73	554	1,476
当 期 末 残 高	1,627	△74	32	1,585	1,805	21,028

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称 日広産業株式会社、フマキラー・トータルシステム株式会社、大下製薬株式会社、FSブルーム株式会社、PT. FUMAKILLA INDONESIA、FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED、FUMAKILLA AMERICA, S.A. DE C.V、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte., Ltd.、Fumakilla (Thailand) Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS、Fumakilla Myanmar Limited、Zapi Industrie Chimiche S.p.A.、Trezeta Immobiliare S.r.L.

Zapi Industrie Chimiche S.p.A.及びTrezeta Immobiliare S.r.Lは新規に株式を取得したことにより、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称 FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社

(連結の範囲から除いた理由)

FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他3社

(関連会社) 大下産業株式会社、PT.OSIMO INDONESIA、他3社

上記持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、12月31日を決算日としている海外子会社(15社)を除き、親会社と同じであります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日としている子会社においては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品を除く棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年~50年、機械装置及び運搬具は2年~11年であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 7~20年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

当社及び連結子会社においては、主に殺虫剤、家庭用品、園芸用品の製造及び販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷した時点で収益を認識しております。

(海外販売)

製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時点で収益を認識しております。

(輸出取引)

主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、輸出取引のうち商品の販売については、当社が代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 床下リフォームサービス

連結子会社において、床下リフォームサービスを提供しております。当該サービスは短期間で終了する為、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額が僅少の場合には発生年度に全額償却することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、返品権付の販売について、従来、売上総利益相当額に基づき流動負債に「返品調整引当金」を計上しておりましたが、当社グループが権利を得ると見込む対価の額で収益を認識し、返品されると見込まれる商品又は製品の対価の額を流動負債の「返金負債」として認識し、返金負債の決済時に顧客から商品又は製品を回収する権利として認識した資産を、流動資産の「返品資産」として認識しております。

また、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

さらに、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しています。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」及び「売上割引引当金」並びに「その他」は、当連結会計年度より、「返金負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前に比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、返品資産は703百万円、返金負債は2,168百万円増加し、売上割戻引当金は379百万円、返品調整引当金は654百万円減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は155百万円、売上原価は37百万円、営業利益は118百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は271百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品及び製品 7,531百万円

商品及び製品の評価については、売価から販売直接経費を除いた正味売却価額を用いて見積っております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品については、一定の回転期間を超えた商品及び製品について、定期的に帳簿価額を切り下げております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の売価及び販売直接経費の金額や営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品の対象が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれん 2,414百万円

のれんには当連結会計年度に新たに取得したZapi Industrie Chimiche S.p.A.及び、Trezeta Immobiliare S.r.L.ののれん1,471百万円が含まれており、当該のれんは暫定的に算定された金額であるため、取得原価の配分の結果によって、のれんの金額は変更になる可能性があります。

また、のれんを評価するに当たっては、のれんの減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定いたします。

減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離等が含まれます。将来キャ

ツシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画等を基礎としておりますが、経済環境の予期しない変化及び会社の経営状況の影響を受け、事業計画等の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関しては、当社グループでは、各事業拠点において、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、生産及び販売への影響は限定的でありました。

しかし、本感染症は、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当社グループでは、当社グループが把握している情報をもとに、翌連結会計年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,121百万円 |
| (2) 受取手形割引高 | 67百万円 |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 16,490,000株
- (2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当
① 当連結会計年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	395	24	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 2021年6月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当4円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	362	22	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務、並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがありますが、短期の支払期日のみであります。

なお、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、1年以内返済予定の長期借入金を含む長期借入金についても、変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	4,400	4,400	—

(注) 市場価格のない株式

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	537

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,400	-	-	4,400

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

レベル1の評価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の評価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の評価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	日本	東南アジア	計		
殺虫剤部門	16,533	22,046	38,579	936	39,516
家庭用品部門	2,270	38	2,308	—	2,308
園芸用品部門	4,134	—	4,134	—	4,134
防疫剤部門	1,602	—	1,602	—	1,602
その他の部門	5,168	—	5,168	—	5,168
顧客との契約から生じる収益	29,708	22,084	51,793	936	52,729
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	29,708	22,084	51,793	936	52,729

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、メキシコの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

殺虫剤部門

当社グループの殺虫剤部門が事業として行っているものは、主として殺虫剤製品の販売であります。

国内及び海外で販売を行っており、当該履行義務は、顧客が約束された資産に対する支配を獲得した時点で充足すると判断しているため、顧客に物品を納品した時点で収益を認識しております。

当社グループの一部では、商習慣上から返品を受け入れる場合を想定し、過去の返品実績率等を用いて算定した見積り返品額を売上高から控除しております。また、値引やリベートについても、過去の値引実績率等を用いて算定した見積り値引額を売上高から控除しております。

これらの変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

さらに、代理人として取引を行っている他社ブランドの殺虫剤製品の販売に関する取引については、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

なお、殺虫剤製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後概ね1ヶ月～2ヶ月以内に受領しており、対価

の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

家庭用品部門

当社グループの家庭用品部門が事業として行っているものは、主としてアルコール除菌剤等の家庭用製品の販売であります。

国内及び海外で販売を行っており、当該履行義務は、顧客が約束された資産に対する支配を獲得した時点で充足すると判断しているため、顧客に物品を納品した時点で収益を認識しております。

当社グループの一部では、商習慣上から返品を受け入れる場合を想定し、過去の返品実績率等を用いて算定した見積り返品額を売上高から控除しております。また、値引やリベートについても、過去の値引実績率等を用いて算定した見積り値引額を売上高から控除しております。

これらの変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、家庭用製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後概ね1ヶ月～2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

園芸用品部門

当社グループの園芸用品部門が事業として行っているものは、主として除草剤などの園芸用製品の販売であります。

当該履行義務は、顧客が約束された資産に対する支配を獲得した時点で充足すると判断しているため、顧客に物品を納品した時点で収益を認識しております。

当社グループの一部では、商習慣上から返品を受け入れる場合を想定し、過去の返品実績率等を用いて算定した見積り返品額を売上高から控除しております。また、値引やリベートについても、過去の値引実績率等を用いて算定した見積り値引額を売上高から控除しております。

これらの変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、園芸用製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後概ね1ヶ月～2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

防疫剤部門

当社グループの防疫剤部門が事業として行っているものは、主として防疫剤製品の販売であります。

当該履行義務は、顧客が約束された資産に対する支配を獲得した時点で充足すると判断しているため、顧客に物品を納品した時点で収益を認識しております。

当社グループの一部では、商習慣上から返品を受け入れる場合を想定し、過去の返品実績率等を用いて算定した見積り返品額を売上高から控除しております。また、値引やリベートについても、過去の値引実績率等を用いて算定した見積り値引額を売上高から控除しております。

これらの変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、防疫剤製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後概ね1ヶ月～2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

その他

当社グループがその他の事業として行っているものは、主として床下リフォームサービスであります。

この内容はシロアリ防除のための役務提供であり、施工主に対してシロアリ防除作業、床下害虫駆除作業等の床下リフォームサービスを実施する義務を負っています。

当該履行義務は、施工主に対してサービス提供が完了した時点で充足すると判断し、収益を認識しております。

なお、床下リフォームサービスに関する取引の対価は、サービス提供後概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	12,303百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	13,778
契約負債(期首残高)	59
契約負債(期末残高)	58

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に記載されております。契約負債は、主に顧客より製品代金を事前送金を受け取ることで製品の販売を行う契約に基づき、顧客から受け取った代金の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は59百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,166円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円42銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【企業結合に関する注記】

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 シンジェンタジャパン株式会社

事業の内容 フラワー事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、日本における現状の本事業の事業規模に鑑み、本事業を、当社グループが構築している各販売チャネルでのガーデニング製品と同時提案することにより、本事業と当社グループが今後さらに発展できると判断したことから、本事業の譲り受けを決定いたしました。

(3) 企業結合日

2021年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 結合後企業の名称

FSブルーム株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社連結子会社であるFSブルーム株式会社が現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 17百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

321百万円

なお、第1四半期連結会計期間において暫定的な処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、のれん

の金額は暫定的に算出した金額356百万円から35百万円減少し、321百万円となりました。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	－ 百万円
固定資産	47
資産合計	47
流動負債	－
固定負債	23
負債合計	23

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業内容
Zapi Industrie Chimiche S.p.A. (以下「Zapi」)	殺虫剤等の製造販売事業
Trezeta Immobiliare S.r.L. (以下「Trezeta」)	不動産の賃貸事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、これまで殺虫剤・家庭用品・園芸用品等の分野を中心に業容拡大を図ってまいりました。特に殺虫剤分野におきましては、海外展開の強化を今後の更なる成長のための重点戦略と位置付けております。Zapiは、イタリア等の欧州を中心に、Trezetaから賃借する不動産を使用し殺虫剤等の製造販売事業を行い、イタリアの園芸小売店での販売力に強みを持つため、当社が両社を子会社化した後には、当社が長年培ってきた製品開発力とのシナジーにより、事業の拡大を図り、当社の欧州市場における事業基盤を強化できると判断したことから、両社の株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2021年12月31日 (みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

被取得企業の名称	取得した議決権比率
Zapi Industrie Chimiche S.p.A.	80%
Trezeta Immobiliare S.r.L.	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
 みなし取得日を2021年12月31日としており、かつ連結決算日との差異が3ヶ月を超えていないことから当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しており、被取得企業の業績は含まれておりません。
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
 当事者間の合意により非開示とさせていただきます。
4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリー費用等 326百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 (1) 発生したのれん
 の金額
 1,471百万円
 なお、上記の金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理によって算定された金額であります。
- (2) 発生原因
 主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- (3) 償却方法及び償却期間
 現時点では確定しておりません。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|-------------|--------------|
| 流動資産 | 2,154 百万円 |
| 固定資産 | 1,847 |
| <u>資産合計</u> | <u>4,001</u> |
| 流動負債 | 1,471 |
| 固定負債 | 742 |
| <u>負債合計</u> | <u>2,214</u> |
7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
 当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,452	流動負債	23,665
現金及び預金	591	支払手形	404
受取手形	202	買掛金	2,483
売掛金	7,826	電子記録債権	2,846
電子記録債権	103	短期借入金	13,278
商品及び製品	5,321	リース債権	8
仕掛品	826	未払金	1,795
原材料及び貯蔵品	1,643	未払法人税等	124
返品資産	703	返金負債	2,168
前渡金	16	前受金	15
前払費用	121	預り金	21
未収入金	1,061	役員賞与引当金	81
その他の金	35	賞与引当金	322
貸倒引当金	△0	設備関係等支払手形	115
固定資産	22,278	その他の他	0
有形固定資産	5,052	固定負債	594
建物	2,709	役員退職慰労引当金	540
構築物	397	リース債権	23
機械及び装置	587	預り保証金	20
車両及び運搬具	11	資産除去債	10
工具・器具及び備品	544	負債合計	24,260
土地	592	(純資産の部)	
リース資産	31	株主資本	14,843
建設仮勘定	177	資本金	3,698
無形固定資産	112	資本剰余金	5,585
商標	2	資本準備金	600
電話加入権	5	その他資本剰余金	4,984
ソフトウェア	103	利益剰余金	5,567
投資その他の資産	17,114	その他利益剰余金	5,567
投資有価証券	4,507	固定資産圧縮積立金	0
関係会社株	11,887	別途積立金	4,340
長期前払費用	43	繰越利益剰余金	1,227
前払年金費用	78	自己株式	△7
繰延税金資産	8	評価・換算差額等	1,627
その他の金	609	その他有価証券評価差額金	1,627
貸倒引当金	△21	純資産合計	16,471
資産合計	40,731	負債・純資産合計	40,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		25,125
売上原価		17,741
売上総利益		7,383
販売費及び一般管理費		7,253
営業利益		130
営業外収入		
受取利息及び配当金	922	
不動産賃貸料	37	
技術指導収入	472	
その他の収入	52	1,484
営業外費用		
支払利息	20	
その他の費用	31	52
経常利益		1,562
特別利益		
投資有価証券売却益	146	146
特別損失		
関係会社株式評価損	25	25
税引前当期純利益		1,684
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	△31	327
当期純利益		1,356

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,698	600	4,984	5,585	0	3,340	1,536	4,877
会計方針の変更による累積的影響額							△271	△271
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,698	600	4,984	5,585	0	3,340	1,265	4,606
当期変動額								
剰余金の配当							△395	△395
当期純利益							1,356	1,356
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	-
別途積立金の積立						1,000	△1,000	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	△0	1,000	△38	961
当期末残高	3,698	600	4,984	5,585	0	4,340	1,227	5,567

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6	14,154	2,356	2,356	16,510
会計方針の変更による累積的影響額		△271			△271
会計方針の変更を反映した当期首残高	△6	13,883	2,356	2,356	16,239
当期変動額					
剰余金の配当		△395			△395
当期純利益		1,356			1,356
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
別途積立金の積立		-			-
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△728	△728	△728
当期変動額合計	△0	960	△728	△728	231
当期末残高	△7	14,843	1,627	1,627	16,471

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない

株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品を除く棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社においては、主に殺虫剤、家庭用品、園芸用品の製造及び販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷した時点で収益を認識しております。

(輸出取引)

日本国内からの輸出取引については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、輸出取引のうち商品の販売については、当社が代理人に該当すると判断し、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、返品権付の販売について、従来、売上総利益相当額に基づき流動負債に「返品調整引当金」を計上しておりましたが、当社グループが権利を得ると見込む対価の額で収益を認識し、返品されると見込まれる商品又は製品の対価の額を流動負債の「返金負債」として認識し、返金負債の決済時に顧客から商品又は製品を回収する権利として認識した資産を、流動資産の「返品資産」として認識しております。

また、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

さらに、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しています。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」及び「売上割戻引当金」は、当事業年度より「返金負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前に比べて、当事業年度の貸借対照表は、返品資産は703百万円、返金負債は2,168百万円増加し、売上割戻引当金は379百万円、返品調整引当金は654百万円減少しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は155百万円、売上原価は37百万円、営業利益は118百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ24百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は271百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品及び製品 5,321百万円

商品及び製品の評価については、売価から販売直接経費を除いた正味売却価額によって見積っております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品については、一定の回転期間を超えた商品及び製品について、定期的に帳簿価額を切り下げております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の売価及び販売直接経費の金額や営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品の対象が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式 11,887百万円

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式には、当事業年度に新たに取得したZapi Industrie Chimiche S.p.A.及び、Trezeta Immobiliare S.r.L.の株式が含まれており、当該株式の取得価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づく事業価値の算定結果を考慮して決定されております。

当該事業価値の算定は事業計画等を基礎としておりますが、経済環境の予期しない変化及び会社の経営状況の影響を受け、事業計画等の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関しては、当社では、各事業拠点において、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、生産及び販売への影響は限定的でありました。

しかし、本感染症は、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当社では、当社が把握している情報をもとに、翌事業年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,158百万円
(2) 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務 PT. FUMAKILLA NOMOS	85百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,418百万円
短期金銭債務	1,092百万円
長期金銭債権	484百万円
長期金銭債務	2百万円
(4) 受取手形割引高	67百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引

売上高

2,739百万円

仕入高

4,244百万円

営業費用

84百万円

営業取引以外の取引高

1,246百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	8千株	0千株	－千株	8千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生 の 主な原因

賞与引当金

97百万円

未払値引

100百万円

製品評価損

91百万円

役員退職慰労引当金

164百万円

投資有価証券評価損

29百万円

関係会社株式評価損

61百万円

その他

734百万円

小計

1,279百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△345百万円

繰延税金資産合計

934百万円

(2) 繰延税金負債の発生 の 主な原因

返品資産

214百万円

前払年金費用

23百万円

その他有価証券評価差額金

686百万円

その他

1百万円

繰延税金負債合計

925百万円

繰延税金資産の純額

8百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 兼任 等	関連当事者 との関係				
子会社	Fumakilla Asia S d n . B h d .	所 有 直 接 100.0%	4名	役員 の兼任	配当金の受取	275	受取配当金	-
子会社	PT.FUMAKILLA INDONESIA	所 有 直 接 80.0%	3名	技術援助契 約の締結 役員 の兼任	配当金の受取	382	受取配当金	-
					技術指導料の 受 取 り	248	未 収 入 金	299
子会社	F S ブ ル ーム 株 式 会 社	所 有 直 接 100.0%	4名	役員 の兼任	資金の貸付	484	長期貸付金	484
					受取利息	1	未 収 入 金	1
関連会社	大 下 産 業 株 式 会 社	所 有 直 接 0.22% (被所有) 直 接 3.42%	3名	同社製品 の購入	原材料の 有償支給	415	未 収 入 金	285
					原材料の仕入	2,015	買掛金	333
							電子記録債務	449

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

技術指導料の受取りにつきましては、技術援助契約を基礎として決定しております。

資金の貸付の受取利息につきましては、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

原材料の有償支給及び仕入につきましては、当社の原価より算出した価格により毎期交渉の上、決定しております。

【収益認識に関する注記】

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額	999円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	82円33銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ⑩

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ⑩

社外監査役 早稲田 幸 雄 ⑩

社外監査役 菊 池 欣 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、業績の動向及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第73期の期末配当をさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は362,590,294円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	700,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	700,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の目的及び理由

(1) 事業目的の追加

当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るため、現行定款2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~16. (条文省略) (新 設) <u>17.~18. (条文省略)</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~16. (現行どおり) <u>17. 医療機器の製造およびその販売</u> <u>18.~19. (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="820 248 895 286"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="810 302 1420 696">第1条 <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="866 712 1420 958">② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="866 974 1420 1164">③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役17名全員の任期が満了になります。つきましては、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお しま かず あき 大 下 一 明 (1958年5月16日)	1984年4月 当社入社 1998年4月 当社営業本部長 1998年6月 当社取締役営業本部長 2000年6月 当社常務取締役営業本部長 2001年6月 当社代表取締役常務取締役 2002年12月 当社代表取締役常務取締役 営業本部長 2004年6月 当社代表取締役副社長 営業本部長 2005年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 2008年4月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役社長 営業本部長 2012年9月 当社代表取締役社長 現在に至る	266,105株
【取締役候補者とした理由】 大下一明氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、2005年から当社代表取締役社長として経営を担っております。その豊富な知見とリーダーシップにより当社の企業価値の向上とコーポレートガバナンス強化に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 大下一明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	かとう たか ひこ 加藤 孝彦 (1961年12月5日)	1985年4月 エステー化学株式会社（現 エステー株 式会社）入社 2007年4月 同社 執行役 東京支店長 2010年4月 同社 常務執行役 営業本部長 2013年10月 同社 常務執行役 関連会社統括担当 兼 エステートレーディング株式会社代 表取締役社長 2014年12月 エステートレーディング株式会社 代表取締役社長 2020年4月 当社入社 常務執行役員 国内営業管掌 2020年6月 当社常務取締役 2021年1月 当社常務取締役国内営業本部長 現在に至る	4,279株
【取締役候補者とした理由】 加藤孝彦氏は、他の企業の経営者として豊富な経験と実績を有しているとともに、当社入社後は国内営業本部長を務めております。同氏の経験と知識、能力を活かし、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督の役割を担うことを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 加藤孝彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	氏名 だ とー Dato' プライアン タン グアン フ イ Brian Tan Guan Hooi (1969年9月23日)	2005年1月 Fumakilla Malaysia Bhd. プレジデント & CEO 2013年4月 Texchem Resouces プレジデント & グループCEO 2018年3月 Texchem Resources プレジデント & CEO退任、副会長就任 2018年10月 Texchem Resouces 退社 2019年1月 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. プレジデント & CEO 現在に至る Fumakilla Malaysia Bhd. プレジデント & CEO 現在に至る Vape Myanmar Limited 社長 (Managing Director) Fumakilla Myanmar Limited 社長 (Managing Director) Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 副会長 (Deputy Chairman) 現在に至る Fumakilla (Thailand) Ltd. 副会長 (Deputy Chairman) 現在に至る 2020年4月 Vape Myanmar Limited 副会長 (Deputy Chairman) 現在に至る Fumakilla Myanmar Limited 副会長 (Deputy Chairman) 現在に至る	一株
【取締役候補者とした理由】 Dato'Brian Tan Guan Hooi氏は、他の海外企業、海外子会社の経営者として経営に携わり取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績及び保有している公認会計士資格（マレーシア、オーストラリア）が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 Dato'Brian Tan Guan Hooi氏はFumakilla Malaysia Bhd.のプレジデント & CEOを兼務し、同社は当社の販売先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	ちから いし けい ぞう 力 石 敬 三 (1955年3月8日)	1978年4月 ユニチャーム株式会社入社 2004年6月 株式会社CFSコーポレーション入社 2008年3月 エステー株式会社入社 2013年4月 当社入社 海外事業部付部長 2013年10月 PT. FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 現在に至る 2015年6月 当社取締役 2018年3月 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長 現在に至る 2018年5月 当社取締役国際副本部長 現在に至る	5,840株
【取締役候補者とした理由】 力石敬三氏は、他の企業において海外勤務の経験が長く、当社でもインドネシア現地法人の子会社の代表職を務める等、長年にわたり海外事業に携わっています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 力石敬三氏は、PT. FUMAKILLA NOMOSの代表取締役社長及びFumakilla (Thailand) Ltd.の代表取締役会長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	むらもととしあき 村元俊亮 (1970年11月2日)	1999年6月 当社入社	8,162株
		2009年11月 当社総合統括部 次長	
		2011年7月 FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED 営業・マーケティング部長	
2013年7月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd.社長			
2015年6月 当社取締役			
2017年2月 当社取締役国際企画部長			
2018年5月 当社取締役国際副本部長 兼 国際企画部長 現在に至る			
2020年1月 Fumakilla Vietnam Pte., Ltd. 代表取締役会長 現在に至る			
【取締役候補者とした理由】 村元俊亮氏は、海外子会社のベトナム現地法人の社長を務める等、長年にわたり海外事業に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 村元俊亮氏は、Fumakilla Vietnam Pte., Ltd.の会長を兼務し、同社は当社の販売先であります。			
6	いのうえひろあき 井上裕章 (1965年9月19日)	1988年4月 当社入社	11,991株
		2005年4月 当社開発研究部長	
		2011年11月 当社生産副本部長	
2012年5月 当社生産本部長			
2013年5月 日広産業株式会社 代表取締役専務 現在に至る			
2013年6月 大下製薬株式会社 代表取締役専務 当社取締役広島工場長 兼 生産本部長 現在に至る			
2017年5月 大下製薬株式会社 代表取締役社長 現在に至る			
【取締役候補者とした理由】 井上裕章氏は、生産部門の担当役員として経営に携わっており、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされ、優れた経営手腕を発揮されることを期待して、引き続き取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 井上裕章氏は、日広産業株式会社の代表取締役専務及び大下製薬株式会社の代表取締役社長を兼務し、両社は当社の仕入先であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	郷原和哉 (1956年2月3日)	1979年4月 エステー化学工業株式会社(現 エステー株式会社)入社	1,426株
		2012年9月 同社 経営管理部門 人事・総務グループマネージャー	
		2020年1月 当社入社 執行役員管理本部副本部長兼業務部長	
2020年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る			
【取締役候補者とした理由】 郷原和哉氏は、他の企業において経営管理・人事・財務の部門の担当幹部として経営に携わっており、これまでの豊富な経験とコンプライアンス推進における能力と知見が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 郷原和哉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
8	土井将和 (1963年11月2日)	2015年10月 フマキラー・トータルシステム(株)営業部開発部長	一株
		2016年4月 フマキラー・トータルシステム(株)からの出向として、当社 東京支店営業部長	
		2017年4月 当社入社 執行役員 東京支店 部長	
2017年7月 当社執行役員 東京支店長			
2018年4月 当社執行役員 国内営業副本部長 東日本営業担当 兼 首都圏支店長 現在に至る			
【取締役候補者とした理由】 土井将和氏は、他の企業の役員としての豊富な経験と実績を有しており、当社入社後も執行役員国内営業担当として経営に携わっております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、取締役候補者いたしました。			
【特別の利害関係】 土井将和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	杉山隆史 (1963年8月19日)	1992年10月 当社入社 2012年5月 当社開発本部 本部長 2017年1月 PT. FUMAKILLA INDONESIA 常務取締役 2021年1月 当社海外開発部 部長 2021年12月 当社執行役員 PT. FUMAKILLA INDONESIA常務取締役 兼海外開発 部部長 現在に至る	一株
【取締役候補者とした理由】 杉山隆史氏は、国内・海外の開発部門において豊富な経験を有するとともに、海外子会社のインドネシア現地法人の常務取締役も経験し、取締役としての職責を果たしています。同氏のこれまでの豊富な経験と実績が当社の経営に活かされると判断し、取締役候補者といたしました。			
【特別の利害関係】 杉山隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			
10	中野佳信 (1949年5月23日)	1972年4月 稲畑産業株式会社入社 1999年6月 同社取締役 2003年6月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員 2016年6月 当社社外取締役 2017年6月 扶桑化学工業株式会社取締役 2018年6月 当社社外取締役退任 扶桑化学工業株式会社代表取締役社長 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	2,139株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中野佳信氏は、他の企業の代表取締役や役員としての豊富な経験と実績を有しており、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。また、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			
【特別の利害関係】 中野佳信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
11	くに とみ じゅん 国 富 純 (1951年5月12日)	1975年3月 株式会社ジェイ・エム・エス入社 2001年6月 同社取締役 営業統括責任者 2005年6月 同社取締役 海外事業統括部長 2011年6月 同社取締役 生産統括部長 2019年6月 同社常務理事 2020年4月 同社顧問 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 国富純氏は、他の企業において海外、生産部門を中心に役員としての幅広い経験と実績を有しており、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			
【特別の利害関係】 国富純氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	ふりがな 古 屋 雅 弘 (1957年7月21日)	1980年4月 第一勧業銀行(現みずほ銀行) 入行 2005年2月 みずほ銀行 広島支店長 2009年1月 日本土地建物株式会社 入社 2015年11月 同社 常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2016年1月 同社 上席常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2021年4月 中央日本土地建物株式会社 顧問 兼 中央日土地ソリューションズ株式会社 顧問 シニアエグゼクティブアドバイザー 現在に至る 2021年6月 当社社外取締役 現在に至る	1,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>古屋雅弘氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は他の企業の経営者として豊富な経験と見識を有しており、それらを活かして当社の経営及びガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待したためであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			
<p>【特別の利害関係】</p> <p>古屋雅弘氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
13	あ べ ひろ のぶ 安 倍 寛 信 (1952年5月30日)	1975年4月 三菱商事(株)入社 2007年4月 三菱商事(株) 執行役員 関西支社副支社長 (兼) 中国支社長 2010年4月 同社 執行役員 九州支社長 2012年6月 三菱商事パッケージング(株) 代表取締役 社長執行役員 2021年4月 同社 取締役顧問 2021年6月 同社 顧問 現在に至る 2021年6月 ヤマエ久野(株) 取締役監査等委員 2021年10月 ヤマエグループホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 現在に至る	-株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 安倍寛信氏は、他の企業の代表取締役としての豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。			
【特別の利害関係】 安倍寛信氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	武井康年 (1951年4月2日)	1979年4月 弁護士登録 現在に至る 2005年6月 広島ガス株式会社社外監査役 2011年6月 株式会社広島銀行社外監査役 2011年7月 弁護士法人広島総合法律事務所所長 弁護士 2020年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 現在に至る 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 武井康年氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
	【特別の利害関係】 武井康年氏は弁護士であり、2012年6月から2020年5月まで当社から顧問契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また、当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		
15	三宅稔子 (1980年9月17日)	2013年12月 弁護士登録 現在に至る 2015年4月 小森法律事務所弁護士 現在に至る 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三宅稔子氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識を活かして、取締役会等の場で、独立・公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。		
	【特別の利害関係】 三宅稔子氏は2019年6月から2020年5月まで外部弁護士として当社の内部通報窓口を担当し、外部機関としての業務委任契約に基づく報酬を受けておりましたが、報酬は当社売上高に対して僅少であります。また当社は同氏が所属する法律事務所の他の弁護士と業務委任契約を締結しておりますが、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
16	よし じま とおる 吉 島 亨 (1957年12月2日)	1981年4月 大下産業株式会社入社 1992年10月 同社取締役業務部長 2004年10月 同社常務取締役 2014年8月 同社非常勤顧問 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉島亨氏は、他の企業の役員として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識を当社の経営に活かし、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。		
	【特別の利害関係】 吉島亨氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. Dato'Brian Tan Guan Hooi氏、土井将和氏、杉山隆史氏、安倍寛信氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 中野佳信氏、国富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中野佳信氏、国富純氏、古屋雅弘氏、安倍寛信氏、武井康年氏、三宅稔子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、安倍寛信氏が原案通り選任された場合も、独立役員とする予定であります。
4. 中野佳信氏、国富純氏、古屋雅弘氏、武井康年氏、三宅稔子氏、吉島亨氏が、原案どおり各氏の再任が承認された場合、また安倍寛信氏が原案通り選任された場合には、当社は各氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
- 役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます大下俊明氏、大下宜生氏、下中正博氏、山崎聡氏、山下勝也氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
大下俊明	1991年2月 当社代表取締役社長 2005年4月 当社代表取締役会長 現在に至る
大下宜生	2014年6月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役 2017年7月 当社取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
下中正博	2000年6月 当社取締役 2015年4月 当社常務取締役 2018年6月 当社専務取締役 現在に至る
山崎聡	2016年6月 当社取締役 現在に至る
山下勝也	2015年6月 当社社外取締役 現在に至る

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役17名（うち社外取締役7名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額81百万円（取締役73百万円（うち社外取締役分7百万円）、監査役分7百万円）を支給いたしたいと存じます。

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は15頁から16頁に記載の通りであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



- 宮島口駅より車で15分。
- 大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日の出席はご遠慮いただき、
書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださ
いますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。